

同じ病気で医療機関に通算して、180日を超えて入院される患者様はこれまでの入院に関する一部負担金以外に入院医療費（入院基本料）の一部を自己負担していただくことが法律で定められました。

180日を超えた入院の対象となる場合について

当院における入院期間だけでなく、他の病院や診療所に入院された期間も含まれます。

過去3カ月以内に同じ病気で、いずれかの医療機関に入院されていた患者様は入院時に受付までお申し出下さい。

180日を超えた入院の対象外になる場合について

- ①病院（診療所）を退院された後、3カ月以上病院（診療所）に入院されなかった場合
- ②介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設等に入所（入院）されていた場合
- ③別の病気で入院されていた場合
- ④厚生労働大臣が定める項目（難病や重度の肢体不自由を含む18項目）で該当する場合

入院特定療養費の金額の目安について

入院基本料の15%になりますので、1日2,730円の金額となります。

ご不明な点がございましたら、2階の入退院窓口までお尋ねください。

病院長

